

令和2年4月23日

## 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務への対応について

津山市

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、本市発注の工事及び業務について、次のとおり取扱うこととしましたので、お知らせします。

### 1 工事又は業務の一時中止措置について

受注者は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、工事及び業務を一時中止したいときは、発注者に対し、一時中止を希望する期間と一時中止が必要な事情を書面で申し出てください。

申し出があった場合、発注者が一時中止の必要があると認めたときは、工期の延長等について適切に対応することとします。

### 2 新型コロナウイルス感染症への感染が確認された場合の対応

受注者は、作業従事者等が感染者及び濃厚接触者であることが判明した場合には、速やかに発注者に報告し、保健所の指導に従い、自宅待機など適切な措置が講じられるように周知徹底をお願いします。

### 3 工事現場及び事務所における感染予防対策について

(1) 受注者は、マスクの装着やアルコール消毒液の設置、不特定者が触れる箇所の定期的な消毒など、感染予防の対策を徹底するとともに、すべての作業従事者等の健康管理に留意してください。

(2) 受注者は、「三つの密」(①密閉空間、②密集場所、③密接場面)を回避する対策や、その影響を最大限軽減するよう行動してください。